

会員の資格に関する誓約書 兼 照会同意書

丸亀商工会議所 御中

1. 私（個人・法人・団体）は、次の(1)～(4)各号のいずれにも該当しないことを表明いたします。
 - (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 反社会的勢力
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員又は暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等
 - ⑥ 社会運動等標榜ゴロ
 - ⑦ 特殊知能暴力集団等
 - ⑧ その他①から⑦までに準じる者
 - ⑨ ①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - ⑩ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - ⑪ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - ⑫ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - ⑬ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
2. 私（個人・法人・団体）は、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、必要に応じ貴商工会議所が専門機関(香川県警察、公益社団法人香川県暴力追放運動推進センター)に照会することについて同意します。
3. 私（個人・法人・団体）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - (5) その他上記（1）から（4）までに準ずる行為
4. 私（個人・法人・団体）は、次の(1)～(3)各号のいずれかに該当した場合、会員加入の拒絶もしくは会員の除名を受けても異議を申しません。またこれにより損害が生じた場合も、一切私の責任といたします。
 - (1) 現在又は将来にわたって上記 1.各項のいずれかに該当することが判明した場合
 - (2) この表明が虚偽の申告であることが判明した場合
 - (3) 上記 3.に記載されている行為を行った場合、又は商工会議所の体面を傷つけたり、その目的遂行に反する行為を行った場合

令和 年 月 日

住所又は所在地 _____

商号又は名称 _____

氏名(法人にあつては代表者の氏名) _____

印